

平成24年度柔道整復師卒後臨床研修

基本的な臨床能力を身につけるため、生涯教育の一環として「平成24年度柔道整復師卒後臨床研修」への参加をお勧めします

対象者 平成24年新規免許取得者
既免許取得者で研修を希望する者も含む
(臨床研修期間中に開業した場合、その時点で研修生の資格を喪失する)

実施時期 原則として平成24年4月からの1年間

研修内容 「臨床研修」と「医療人(柔道整復師)研修講座」の受講
※臨床研修
財団が認定する臨床研修施設において1年間(週40時間程度)研修する
※医療人(柔道整復師)研修講座
4日間20時間の研修講座を受講する

研修費用 10,000円



臨床研修施設の認定要件等 (平成23年6月現在)

●柔道整復施術所

【認定の要件】①～④の該当する要件を全て満たしていること

- ① イ. 柔道整復師が開設者であり、3年以上の開業経験があること
ただし、開設者が資格を有していない場合にあつては、当該施設において指導柔道整復師(施術管理者)としての管理経験が3年以上であることを確認のうえ認定する
ロ. 親子間での開設者の変更の場合は、譲渡される者が当該施設において勤務経験3年以上であること
ハ. 複数の柔道整復施術所を開設している場合は、イの要件を確認のうえ認定する
- ② 平成18年3月以降の免許取得者が、開設者あるいは指導柔道整復師(施術管理者)となる場合は、本財団の主催する卒後臨床研修の修了者であること
- ③ 人格、見識に優れ、かつ骨折・脱臼などの施術並びに柔道整復師に与えられた業務全般にわたって十分な指導能力及び評価能力を有する指導者であること
- ④ 現在、あるいは過去に行政処分を受けている場合は認定しないことがある

●保険医療機関など

財団に届出を行った医療機関とする

その他 詳細は、平成23年12月頃「平成24年実施要領」にてお知らせします
現時点では財団ホームページ「柔道整復師卒後臨床研修(23年度)ご案内」をご参照ください
URL:<http://www.zaijusei.com/>

お問合せ 財団法人柔道整復研修試験財団 卒後臨床研修担当
〒108-0074 東京都港区高輪3-25-33 長田ビル4階
TEL:03-3280-9720(代) FAX:03-3280-9721

当財団は、柔道整復師法に基づき厚生労働省所管の指定機関として、柔道整復師の国家試験の実施・登録事務を行い、併せて柔道整復師の資質向上を目的とした各事業を実施しております